

海外経済要録

米州諸国

△米国連邦準備制度理事会、銀行持株会社による本拠州外の銀行持株会社または銀行の議決権のない株式への投資に関するガイドラインを発表
米国連邦準備制度理事会は7月8日、銀行持株会社による本拠州外の銀行(持株会社)の議決権のない株式への投資に関するガイドラインを発表した。本措置は、ここ数か月、先行きの州際銀行業務の解禁を見越して、銀行持株会社が本拠州外の銀行(持株会社)の議決権のない優先株や普通株を盛んに取得し、銀行持株会社による本拠州外の銀行(持株会社)の議決権付株式または多額の資産(all or substantially all of the assets)の取得を禁じている銀行持株会社法(section 3(d))との関係で疑惑を生じているため、こうした株式取得に対する同理事会の指導の枠組みを示す趣旨で採られた措置である(注)。

(注) 銀行持株会社法(Section 3 (a))は、銀行持株会社が本拠州内の銀行(持株会社)の議決権付株式を取得し、その結果当該銀行の議決権付株式の5%超を保有することになる場合には、事前に連邦準備制度理事会の認可を得なければならない旨定めている。

本ガイドラインの内容は概略次のとおり。

1. 銀行持株会社が本拠州外の銀行(持株会社)の議決権のない株式を取得するに際し、当該取得取極めに

① 株式を取得される銀行(持株会社)発行の議決権付株式への転換権(options, warrants or rights)条項、

② 州際銀行業務解禁後の合併または資産取得条項、

③ 株式を取得される銀行(持株会社)の主要な経営方針や運営、決定を制限する条項、

④ 第三者によるこれら銀行(持株会社)の取得を不可能ならしめる条項、

を付した場合、同時に株式を取得される銀行(持株会社)の経営上の裁量を保証する以下のような条項を付きない限り、銀行持株会社法に抵触する。

① これら銀行(持株会社)の経営者に銀行業務および銀行持株会社法上認められた非銀行業務を遂行する裁量を与える条項。

② 同じく経営者に、同経営方針に対する制限を排除するため、売却した議決権のない株式およびこれに付随する転換権等を優先的に買戻す権利を与える条項(これによりこうした取極めは株式を取得する銀行持株会社にとって株式売戻により制限的条項が解除される貸付と同様のものとなる)。

③ 議決権付株式の取得権を全体の25%未満に制限し、それを売却する場合には不特定多数の者に対する公開売出しを要件とする条項。

2. 他の条項に関係なく以下のような条項は付帯されるべきでない。

① 株式を取得する銀行持株会社に、議決権付株式の5%超の議決の指図を可能にする条項。

② 株式を取得する銀行持株会社に、株式売却代り金の使途(たとえば株式を取得される銀行<持株会社>の議決権付株式の購入や償還)を指図する権限を認める条項。

③ 銀行持株会社が5%超の議決権付株式を取得した場合、5%を超える部分は当該銀行持株会社が保有する限り議決権のない株式となるが、第三者に移転された場合には再び議決権付株式に戻る旨定める条項。

3. なお、同理事会では銀行持株会社に対し、こうした取極めの審査を行うため取極め締結前に合意内容をあらかじめ提示するよう要望する。

△米国、公定歩合を引下げ

連邦準備制度理事会は7月19日および7月30日、傘下地区連銀が公定歩合をそれぞれ0.5%引下げる(実施日、7月20日<12.0→11.5%>、8月2日<11.5→11.0%>)ことを承認した旨発表した。

上記の公定歩合引下げは、昨年12月4日の引下げに続くもので今次利下げ局面としては通算7回目および8回目(高率適用制度の適用金利引下げ、同制度撤廃を除いた公定歩合の引下げのみでは4回目および5回目)の緩和措置である。

この2回の緩和措置に関し、同理事会では「(最近の)短期市場金利の水準、ならびに(最近数か月間における)通貨および信用の比較的落着いた動きにかんがみ採られたもの」とほぼ同一のコメントをしている(カッコ内は7月19日コメント分のみに付された文言)。

△米国連邦準備制度理事会、83年マネーサプライ等目標値を発表

ボルガー連邦準備制度理事会議長は、7月20日に上院銀行委員会、翌21日に下院銀行委員会において証言を行い、マネーサプライ等目標値を以下のように設定する旨発表した。同議長は証言の中で「年初に決定した本年の各種目標値はインフレを抑制するとともに景気回復を図るねらいのもとに設定したものであるが、現在でもこのようなねらいが必要である。確かにインフレは年初予想したよりも急速に沈静しているが、年初に決定した目標

値はなおおむね適切であるとみられるので連邦公開市場委員会(FOMC)としてはこれを変更しない旨決定した」として引き続き慎重な金融政策を維持する方針を明らかにしたが、同時に「不確実かつ不安定な経済情勢の下で予備的動機による流動性選好が強まっているような現状では、目標値の上限付近の伸びは十分容認できるものであり(growth the top of those ranges would be fully acceptable)、また一時的に上限をある程度上回ったとしても許容できる(growth somewhat above the targeted ranges would be tolerated for a time)」と弾力的な姿勢も示した。さらに同議長は、83年のマネーサプライ等目標値について「本年同様の目標値を堅持すべきである」として一部に出ていた金融の一段緩和期待を打ち消すとともに、「金利低下を実現するためには、財政面の努力が十分な成果を収めることが不可欠である」旨強調した。

マネーサプライ目標値等

(単位・季調済 年率%)		
82年および83年(暫定)の長期目標値	82/6月の81/4Q対比増加率(実績)	
M ₁	2.5~5.5	5.6
M ₂	6.0~9.0	9.4
M ₃	6.5~9.5	9.7
銀行信用(注)	6.0~9.0	8.0

(注) M₁~M₃の長期目標値は82年第4四半期の81年第4四半期に対する増加率(平成ベース)として設定。他方銀行信用の伸び率は81年12月のIBFs発足とそれに伴う国内店舗からの資産シフトを調整するため、81年12月~82年1月に対する増加率として設定。

△米国政府、年次予算改訂見通し等を発表

米国政府は7月30日、1982、83年度について恒例の年次予算改訂見通し等を発表した。主な内容は次のとおり。

(1) 82年度予算の実績見込み

82会計年度(81年10月~82年9月)予算の歳入は実体経済活動の停滞とインフレの沈静化等を背景に6,221億ドルと本年2月の予算教書に提示された見通し(以下、「2月見通し」という)に比べ若干減額改訂(△47億ドル)された。一方、歳出は金利見通しがごく小幅ながらも上方改訂(91日物T B レート; 82暦年平均、2月見通し11.7%→今回見通し12.0%)されたこと等による政府の資金調達コスト増に加え、雇用状況の悪化に伴う失業保険給付の増大もあって7,310億ドルと2月見通し比増額改訂(+57億ドル)となった。この結果、収支尻は△1,089億ドルと2月見通し時(△986億ドル)に比べ、赤字幅はさらに拡大(103億ドル)している。

米国の1982、83年度予算

(単位・億ドル、カッコ内は
(2月の予算教書による計数)

	1981年度実績	1982年度実績見込み	1983年度予算
歳 入	5,993	6,221(6,268)	6,465(6,661)
歳 出	6,572	7,310(7,253)	7,615(7,576)
収支じり	△ 579	△1,089(△ 986)	△1,150(△ 915)

(2) 83年度予算案の改訂

83会計年度(82年10月~83年9月)予算案については、歳出が金利見通しの小幅上方改訂(91日物T B レート; 83暦年平均、2月見通し10.5%→今回見通し10.7%)になったこと等を映じ7,615億ドルと2月見通しに比べ小幅ながら増額改訂(+39億ドル)となった。一方、歳入は83年の景気回復テンポが2月見通し時よりも緩やかなものに修正されたため、6,465億ドルと2月見通し比大幅の減額改訂(△196億ドル)となった。この結果、収支尻は△1,150億ドルと2月見通し(△915億ドルの赤字)を235億ドル上回る大幅赤字が見込まれるに至った。なお、83年度予算については、本年6月23日の83年度第1次予算決議における収支尻(△1,039億ドルの赤字)と比べても111億ドル赤字幅が拡大している。

(3) こうした予算改訂見通しの前提となった、82、83年度の経済見通し(注)を2月見通しと比べると、実質GDPについては82年第1四半期に予想以上の大幅減少(前期比年率△5.1%)を示したことや、その後年後半から83年にかけての回復テンポは2月時点の見通しに比べると歩々しくないと見込まれることから82年は△0.7%のマイナス成長(2月見通し+0.2%)、83年も+4.4%(同+5.2%)に下方修正されている。また、失業率も82年9.2%、83年8.4%と2月見通し比上方に修正されている(2月見通し; 82年8.4%、83年7.9%)。この間、物価上昇率については、82年前半のエネルギー価格の下落や穀物の収穫順調を背景とする食料品価格の落着き見通しのほか、賃金上昇率も鈍化傾向にあること等から82年で+5.9%と2月見通し(+7.3%)を下方修正したものの、83年には景気回復見通しを背景に+6.7%と82年に比べ若干ながら上昇率は再び高まる見通し。

(注) 当該経済見通しにつき、リブリン議会予算局長は「今回の年次予算見通しは82年後半から83年にかけてかなりのテンポでの景気回復を見込んだもので、極めて楽観的なもの」と評価、「財政赤字は82年度で△1,100~△1,120億ドル、83年度には△1,410億ドル~△1,510億ドルにも達しよう」と発言している。

米国の政府経済見通し

(単位%、カッコ内は2月の予算教導による計数)

		1981年 実績	1982年 (見通し)	1983年 (見通し)
名目 G N P	前 年 比	11.6	5.4 (8.1)	11.2 (11.5)
	第4四半期 の前年比	9.6	6.9 (10.4)	11.7 (11.0)
実質 G N P	前 年 比	1.9	△ 0.7 (0.2)	4.4 (5.2)
	第4四半期 の前年比	0.7	1.7 (3.0)	4.4 (5.2)
G N P デフレーター	前 年 比	9.4	6.4 (7.9)	6.5 (6.0)
	第4四半期 の前年比	8.8	5.1 (7.2)	7.0 (5.5)
消費者物価	前 年 比	10.3	5.9 (7.3)	6.7 (6.0)
	第4四半期 の前年比	9.6	4.8 (6.6)	7.2 (5.1)
失業率	年間平均	7.6	9.2 (7.5)	8.4 (7.9)
	第4四半期 の水準	8.4	9.1 (8.4)	8.0 (7.6)

◇カナダ政府、新経済政策を発表

カナダ政府は6月28日、深刻な不況に陥っているカナダ経済の立直しを目的に、昨年11月発表の中期財政計画(1月号「要録」参照)を一部修正するとともに、賃金抑制策、雇用促進策、内外投資促進策等を盛込んだ新経済政策を発表した。マケッカン蔵相は同政策の発表にあたって、「財政収支が大幅に悪化している状況下では、これ以上財政赤字を増大させるような政策措置をとることはできない」とし、「新経済政策の実施による歳出増(82年度8.4、83年度14.8各億カナダ・ドル)は同政策の歳入効果(82年度7.8、83年度22.6各億カナダ・ドル)によって賄うこととする」と表明している。

(注) 82年度(82年4月～83年3月)の財政収支は、歳入が、国内景況悪化による税収減や石油・天然ガス産業に関する減税措置等(5月31日発表、7月号「要録」参照)から585.5億カナダ・ドルと当初予算(649.6億カナダ・ドル)を下回る一方、歳出が、高金利による公債費の増大や81年度に予定されていたエネルギー関連支出の82年度への繰延べを主因に781.0億カナダ・ドルと当初予算(754.5億カナダ・ドル)を上回るため、財政赤字幅は195.5億カナダ・ドルと当初予算(104.9億カナダ・ドル)の2倍近くに達する見通し。

新経済政策の概要は以下のとおり。

1. インフレ対策

(1) 賃金抑制

イ. 連邦政府部門の賃金抑制

閣僚、上下両院議員、連邦政府幹部職員、公社役員の賃上げ率を83年6%、84年5%に抑制する(ただし閣僚、上下両院議員、連邦政府幹部職員については、82年7月～12月の期間も6%の賃上げ率を適用)とともに、その他連邦政府職員(軍人等を含む)の賃上げ率を今後1年間6%、次の1年間5%とする(対象人員は計50万人以上)。また、州政府に対し同様の抑制措置をとるよう要請する。

ロ. 民間部門の賃金抑制

民間部門に対し賃上げ率を82年8月～83年7月の間6%、83年8月～84年7月の間5%に引下げるよう要請する。

(2) 個人所得税の所得控除額等の引上げ抑制

個人所得税の所得控除額および税率表の課税所得階層の引上げ率、公務員年金、老齢年金、家族手当の引上げ率を83年6%、84年5%に抑制する(従来は消費者物価上昇率にスライドして引上げ)。

(3) 公共料金の引上げ抑制

公営交通・通信料金等の公共料金の引上げを賃金等の引上げ抑制目標と合致する範囲内に抑えるよう関係各機関を指導し、容認できない値上げに対しては必要な措置を講ずる。

2. 景気刺激策

(1) 法人税増税措置等の修正

昨年11月に発表した税制改正措置のうち、中小企業の支払配当金に対する新課税措置(税率12.5%、従来はゼロ)の実施を本年一杯凍結するほか、個人所得税に関する支払金利控除の減額措置を修正し、その実施は84年以降とする。

(2) 住宅産業の振興

住宅産業の振興および同部門における雇用の促進、住宅ローン返済者の金利負担軽減のため次のような措置を講じる。

イ. 住宅購入者に対する補助金供与

82年末までに着工される新築住宅を購入する者および82年末までに初めて中古住宅を購入する者に対し3,000カナダ・ドルを供与する。

ロ. 住宅改修に対する補助金の追加供与

住宅改修に対する82、83年度の補助金供与額を当初の30百万カナダ・ドルから60百万カナダ・ドルに増額する。

ハ. 住宅ローン契約更新による金利負担軽減措置の拡充

83年12月末までに行われる契約更新の結果、住宅

ローン返済額(元本、利子、税金を含む)が総所得の30%を超える場合、3,000カナダ・ドルを限度として補助金の供与を行う(昨年11月発表の措置では、住宅ローン返済額が総所得の30%を超える場合、3,000カナダ・ドルを限度として当該繰延べ債務の返済を政府が保証するにとどまり、3,000カナダ・ドルを政府が供与するのは充分な純資産を持たない住宅ローン返済者に限られていた)。

(3) 雇用促進計画に対する追加支出

82、83年度に高失業地域重点に公共投資の増額などを実施(計2億カナダ・ドル)、また民間部門の投資促進により雇用拡大を図るために各種経済開発計画に対し計3億カナダ・ドルの追加支出を行う。

(4) 中小企業経営者・農業従事者に対する利子補給

中小企業が新規設備投資あるいは研究開発を目的に借入を行った場合、また資金難に陥っていると認められる農業従事者が農業信用公社(Farm Credit Corporation)から借入を行った場合、借入期間の当初2年間について支払金利の4%ポイント相当の資金供与を行う(82、83年度の追加支出額計5億カナダ・ドル)。

(5) 外資導入の促進

イ. 対カナダ外国投資の審査^(注)簡素化

小規模投資案件については従来から簡易審査手続が適用されているが、小規模投資案件とみなされる条件を総資産2百万カナダ・ドル以下、かつ雇用数100人以下の事業規模から総資産5百万カナダ・ドル以下、かつ雇用数200人以下の事業規模に引き上げるほか、小規模投資の審査手続自体をさらに簡素化する。

^(注) 外国投資審査法(Foreign Investment Review Act)に基づき外国投資家がカナダ企業の支配権を得取る場合、新規に企業を設立する場合ならびに既存の外資系企業が異なった事業分野に進出する場合は外国投資審査庁の審査を受け政府の事前承認を得ることとなっている。

ロ. 非居住者の受取利子にかかる源泉課税免除措置の期限延期

85年末までに発行される政府証券および長期社債に関する非居住者の受取利子については源泉課税を免除する(当初は82年末までに発行されるものについて免除)。

歐　洲　諸　國

◇フランス、貸倒準備比率規制を更新

国家信用理事会は7月1日、市中金融機関に対する貸倒準備比率規制(ratio de couverture des risques、79年

7月5日導入、54年5月号「要録」参照)が所定の目標時点(6月30日)に達したことを受け、同規制を更新し、新たな目標時点を85年6月30日とする旨公布した。

本措置により、対象金融機関は、82年6月30日(新たな基準時点、従来の基準時点は79年1月2日)における貸倒準備比率(信用供与残高に対する自己資本の比率)の水準区分に応じ、85年6月30日(新たな目標時点、従来の目標時点は82年6月30日)において以下の条件を満たすよう義務づけられる^(注)。

^(注) 基準時点と目標時点が更新されたことを除けば、対象金融機関、対象信用、自己資本の定義、規制内容等、すべて従来どおり。

(1) 基準時点における当該準備比率が5%以上となっている金融機関

——上記目標時点における当該準備比率を5%以上に維持すること。

(2) 基準時点における当該準備比率が3%超5%未満となっている金融機関

——基準時点以降目標時点までの信用供与増加額に対する自己資本増加額の比率が、基準時点の当該準備比率と5%との平均値以上となるよう自己資本を増大させること。

(3) 基準時点における当該準備比率が3%以下となっている金融機関

——基準時点以降目標時点までの信用供与増加額に対する自己資本増加額の比率が、基準時点における該当準備比率を少なくとも1%ポイント上回るよう自己資本を増大させること。

◇フランス銀行、200フラン紙幣を新規発行

フランス銀行は7月7日、100フラン紙幣の流通量増加状況にかんがみ、同流通量の半数を回収するねらいで、200フラン紙幣^(注)を新規に発行した(82年中の発行予定期数は140百万枚)。この結果、フランスにおける流通紙幣は、10フラン(2種類)、50フラン、100フラン、200フランおよび500フランの6種類となった。

^(注) 新紙幣はモンテスキュー(17~18世紀の啓蒙思想家)の肖像を印刷したもので、1枚当たりの製造コストは80サンティーム。

◇フランスの大手市中銀行、市中貸出基準金利を引下げ

クレディ・リヨネ、パリ国立銀行等大手市中銀行は、市中貸出基準金利(taux de base bancaire)を0.25%引下げて7月22日以降13.75%とする旨発表した。なお、同金利の変更は、昨年10月26日の引下げ(14.5→14.0%、56年11月号「要録」参照)以来約9ヶ月振りの措置である。

今次市中貸出基準金利引下げは、EMSの多角的通貨

調整(6月12日決定、14日実施、フランス・フランはE C Uに対して5.75%切下げ、7月号「要録」参照)後の市場金利の低下状況にかんがみて実施されたものである(コール翌日もののレート、6月11日16.25%→6月末15.375%→7月21日15.0%)。

◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、貸出基準金利等を引下げ

ロンドン手形交換所加盟大手4行(National Westminster, Barclays, Midland および Lloyds)は7月13日、短期市場金利の低下に伴い、貸出基準金利(ベース・レート)を0.5%引下げる(12.5%→12%)とともに、通知預金金利も同幅引下げ(9.5→9%)、翌14日から実施する旨発表した。

さらに上記4行は7月30日、短期市場金利が一段と低下したため、貸出基準金利および通知預金金利を0.5%引下げ、各々11.5%、8.5%とし、8月2日より実施する旨発表した。この結果、貸出基準金利は昨年秋のピーク(16%、10月1日~10月13日)以降、通算4.5%引下げられ、サッチャー政権発足時(1979年5月)以下の水準(11.5%、78年11月6日~11月14日)に戻った。

◇英蘭銀行、ユーロポンド起債等に関するガイドラインを改訂

1. 英蘭銀行は7月19日、ポンド債市場とユーロポンド債市場との関係が密接化していること等を勘案し、居住者および非居住者のユーロポンド債等の起債に関するガイドラインを以下のとおり改訂する旨発表した。

(1) ユーロポンド債の取扱い

ユーロポンド債の起債につき、今後は国内ポンド債の起債同様、発行日について英蘭銀行の事前承認を要することとする(注1)。

(2) ゼロ・クーポン債等低利付債および物価スライド条項付債券の取扱い

最近、新たに発行が認められた低利付債券(ゼロ・クーポン債を含む)および物価スライド条項付債券の起債(注2)にあたっては、他の国内ポンド建債同様、発行日について英蘭銀行の事前承認を要し、英蘭銀行は他の起債予定等も勘案して発行日を割当てる。また、この種の債券発行は国内企業のみならず外国企業にも認められるが、英國政府および民間企業以外の政府、地方公共団体、その他公的機関については、国内市场、ユーロ市場を問わず認められない。なお、英蘭銀行は外国企業による当該債券の発行の規模および頻度については、市場が消化困難に陥る危険を避けるた

めに規制する予定。

(3) 優良証券流通市場における公募規制の緩和

優良証券流通市場(Gilt-edged market)で取引される債券(注3)については、発行額7百万ポンド超のものは全額公募を義務付けられていたが、同限度額を12百万ポンドに引き上げる(注4)。

2. 上記ガイドライン改訂の背景につき英蘭銀行では、「ユーロポンド債の起債に対する規制強化は、ユーロポンド市場と国内ポンド市場との関係がますます密接化していることから、ユーロポンド債の発行が国内ポンド市場に悪影響を及ぼすことのないようにするためである。また、低利付債等に関するガイドラインは、この種債券の発行により民間企業の資本市場からの資金調達を容易にさせるとの目的を確保するためである」と説明している。

(注1) 従来は、英蘭銀行に発行予定日および起債条件を速やかに通知する義務のみが課されていた(50年12月号「要録」参照)。

(注2) ゼロ・クーポン債等低利付債券の起債については57年7月号「要録」参照。また、物価スライド条項付債券の起債は、本年3月の歳相の財政演説で認められる旨発表されていた。

(注3) 国債、政保債、公社公団債、地方債、外國政府債等ロンドン証券取引所で上場取引される債券のうち、安全性、信頼性が高いとみなされている債券。

(注4) 本措置については、ロンドン証券取引所が英蘭銀行の同意を得て、81年6月から既に実施済みであったが、今回改めて公表されたもの。

◇英蘭銀行、金融機関の流動性に関するガイドラインを公表

1. 英蘭銀行は、かねてより検討していた金融機関の流動性に関するガイドラインにつき、市中銀行との協議を経てその内容を決定し、7月20日に公表した。本ガイドラインは、英蘭銀行が銀行法(Banking Act 1979)上の金融機関監督責任に基づいて、金融機関の健全性維持の観点から策定した3つのガイドラインのうちの最後のものである(注)。

(注) 他の2つのガイドラインは次のとおり。

① 資本充実度(capital adequacy)に関するガイドライン…80年9月決定(55年10月号「要録」参照)。

② 外貨持高(foreign currency exposure)に関するガイドライン…81年4月決定(56年5月号「要録」参照)。

2. 最終決定をみた本ガイドラインは、昨年3月に発表された「金融機関の流動性に関するガイドラインの改訂案」(56年4月号「要録」参照)および「付属検討ペーパー」(56年10月号「要録」参照)をほぼそのまま踏襲しているが、その主要な変更部分は次のとおり。

(1) 本ガイドラインの実施にあたっては、各行に対し一律に同率の流動性比率を適用せず、また流動性の測定にあたっても、各行の特殊事情を十分考慮する。この

観点から、対象負債とみなされる貸出約定未使用枠 (outstanding commitments) のうち、満期帯 I (要求払いおよび満期 8 日以下のもの) に含められるものの割合は、各行との協議によって定めることとする(検討ペーパーでは、この割合を20%にすることになっていた)。

(2) 市場性資産(marketable assets)は、その市場性の度合等に応じて定めた割引率によって評価額を割りくが、当該割引率が適用される資産の内容を金融機関により有利になるよう変更する(注)。

(注) 資産別割引率

0%…TB、再割適格の地方公共団体手形および銀行引受手形(検討ペーパー:残存期間3か月未満のTB、地方公共団体手形、再割適格手形)。残存期間12か月未満の長期国債、政保債(変更なし)。

5%…残存期間6か月未満(同:3か月未満)のCD、その他の手形。残存期間5年未満の長期国債、政保債、地方債(変更なし)。

10%…残存期間5年未満のCD、その他の手形等(変更なし)。残存期間5年以上の長期国債、政保債、地方債(新たに追加)。

(3) 外銀支店の取扱いについては、「本・支店間の関係を勘案のうえ」、実施する旨明記する。

◇英国、賦払信用規制を撤廃

1. 英国政府は7月26日、自動車など耐久消費財等購入のための賦払信用供与に関し、これまでの頭金および期間に対する規制(注)を7月27日より撤廃する旨発表した。

(注) 従来の規制は次のとおり(1973年導入)。

自動車：頭金は購入価格の30%以上、返済期間2年以内。

その他消費財(家電製品、家具、カメラ、宝石等)

：頭金は購入価格の30%以上、返済期間30か月以内。

2. 今次措置につき政府筋では「競争促進に資するため不必要な規制を廃止するとの方針に合致するものであり、自動車業界等これまで規制により影響を受けていた業界の利益になろう」(コックフィールド貿易相)と述べている。また、自動車業界では「これにより年間5~8万台の販売増を期待(ちなみに81年中の新規登録台数147万台)」(英国自動車工業会)としているが、「輸入車の購入増加が予想されるため、国内生産への影響は小幅なものにとどまろう」(フィナンシャル・タイムズ紙)との見方が一般的である。

◇英国、追加的雇用対策を発表

1. 英国政府は7月27日、従来の雇用促進策に加え、新たに次のような対策を実施する方針である旨発表した。

(1) 「地域計画制度(Community Programme Scheme)」

地方公共団体、慈善団体等が地域整備事業のために、若年ないし長期失業者(注)をパートタイムで雇う場合

に、雇用時間に応じて政府が補助金を給付する。本制度の対象者は年間13万人、年間事業費575百万ポンド(ただし、上記雇用に伴い見込まれる失業保険支払いの減少を控除した純事業費は185百万ポンド)と見積っている(本年分は当初予算の枠内で支出)。本年10月に発足させ、2年程度の実施期間を予定。

(注) 失業期間6か月以上の18~24歳の若年労働者ないし失業期間1年以上の25歳以上の労働者。

(2) 「仕事分割制度(Job Splitting Scheme)」

従来常勤労働者1名で行っていた仕事につき常勤ないしパートタイムの労働者2名を雇用する場合、政府は一定額の補助金を給付する。実施期間は83年1月から84年3月で、制度の詳細は今秋に発表する予定。

なお、今回の発表にあたり政府筋では、本制度の対象者は10万人、年間の1人当たり補助金額は500ポンド程度になると示唆し、失業保険の支払い減少により追加的財政支出は生じないとしている。

2. 今次措置につきデビット雇用相は、「雇用事情が悪化している時に、多くの人々にパートタイムであっても仕事を与えることを可能にするもの」と説明している。これに対し、労組等には「単なる小手先の失業者数減らしに過ぎない」(英國労働組合評議会)との批判的な意見も出ている。

◇ベルギー中央銀行、公定歩合を引下げ

1. ベルギー中央銀行は7月28日、公定歩合および債券担保貸付金利をそれぞれ0.5%引下げ、翌29日以降実施する旨発表した。なお、同行の公定歩合等変更は、4月7日の引上げ(公定歩合13.0→14.0%等、5月号「要録」参照)に続く年初来4回目の措置である。

新金利体系は以下のとおり(年利・%、カッコ内は旧レート)。

(1) 再割引歩合(公定歩合)……………13.5(14.0)

(2) 債券担保貸付金利

貸付限度枠内の貸付適用金利……………14.5(15.0)

貸付限度枠外の高率適用金利……………中央銀行が裁量により決定(従来どおり)

2. 今次公定歩合等引下げにつき、ベルギー中央銀行では、「本措置は、最近における国内短期市場金利ならびにユーロダラー金利の低下傾向にかんがみて決定したものである。なお、引下げ幅を0.5%と小幅に止めたのは、経済のファンダメンタルズの改善が歩々しくない状況下、ベルギー・フラン相場への影響を考慮したものである」旨説明している。

◇スウェーデン中央銀行、現金準備率を引上げ

- スウェーデン中央銀行は7月28日、市中金融機関に対する現金準備率を1%引上げ5%とし、8月3日から実施する旨発表した。
- 本措置につき、スウェーデン中央銀行は、「すでに発表している貸出ガイドライン(82年下期についての銀行貸出の前年比平均伸び率を7%以内に抑制)を順守させるべく採られたもの」と説明している。

る。

アジア諸国

◇香港、預貸金利を引下げ

香港銀行協会は、7月23日銀行預金を0.5~1%引下げるなどを決定、26日から実施した。これに伴い英系主力2行(香港上海、チャータード)は、同26日貸出プライム・レートを1%引下げた。

本措置は、景気のスローダウンが強まっている(政府は本年成長見通しを8%から6%に下方修正)状況下、米国金利低下の機をとらえて実施されたものである。

新しい預貸金利は次のとおり(年利・%)。

(5月31日)→(7月26日)
以降 以降

貸出プライム・レート	15.0	14.0
普通預金	9.0	8.0
通知預金	9.0	8.0
定期預金		
3か月もの	11.5	11.0
6か月もの	11.5	11.0
1年もの	11.0	10.5

◇タイ、1983年度予算案を発表

タイ政府は、7月28日、1983年度(82/10月~83/9月)予算案を国会に提出した。これによると、歳出規模は前年比+9.9%(前年同+15.0%)と77年度以来6年ぶりに

タイの1983年度予算案

(単位・百万バーツ)

		1982年度	1983年度	前年比
歳入	租税等政府経常収入	140,000	151,000	7.9
	借入	19,000	24,000	26.3
	国庫準備金取消し	2,000	2,000	0
歳出	計	161,000	177,000	9.9
	経済開発費	32,857	33,823	2.9
	教育費	32,365	37,229	15.0
	社会厚生関係費	16,725	18,500	10.6
	国防費	31,618	35,454	12.1
	治安維持費	8,231	9,612	16.8
	一般行政費	4,309	5,326	23.6
	債務償還費	21,009	27,150	29.2
	その他の	13,886	9,906	△28.7
計		161,000	177,000	9.9

(新通貨バスケットの内容)

構成通貨	新ウエイト(旧ウエイト)
西独マルク	17.7 (14)
スウェーデン・クローネ	15.0 (18)
英ポンド	14.7 (13)
米ドル	11.0 (25)
仏フラン	9.2 (4)
デンマーク・クローネ	6.8 (7)
日本円	6.0 (6)
オランダ・ギルダー	4.6 (4)
カナダ・ドル*	3.6 (—)
イタリア・リラ	3.3 (2)
フィンランド・マルカ	3.0 (3)
ベルギー・フラン	2.4 (2)
オーストリア・シリング*	1.5 (—)
イスラエル・スコット	1.2 (2)
計	100.0 (100)

*は今回新たに追加された通貨。

(注)ノルウェー中央銀行は1978年12月12日EC共同フロート離脱後、同国の貿易ウエイト等を勘案して主要12か国通貨バスケット指数を改定、同指数の基準水準(1978年8月=100)からの乖離が一定範囲にとどまるよう隨時為替市場に介入。

- 本措置につき、ノルウェー中央銀行は「最近の米ドル強調に伴い、ノルウェー・クローネ相場は米ドルのウエイトが実際の貿易ウエイトに比べ高目に設定されていることもあって対欧州通貨比割高に推移、国際競争力低下による輸出の伸び悩みとその国内景況に及ぼす悪影響が懸念されていた。今回の措置は、こうした事態に対処するために採られたものであり、実質的にはノルウェー・クローネの3%切下げに相当する」旨説明してい

1桁台の伸びにとどまっている。予算案提出にあたり、ソンマイ財政相は「景気後退による税収の伸び悩みから歳出を抑制せざるを得なかった」旨説明している。同予算案の概要は次のとおり。

- (1) 岁出面では、これまで最大のウエイトを占めてきた経済開発費が前年比+2.9%と小幅の伸びにとどめられており、そのウエイトも後退した。これに対し教育費は同+15.0%の伸びとなり(ウエイト第1位)、また、国防費も同+12.1%の増加となっている。さらに、債務償還費は対外債務残高の累増と高金利から同+29.2%と各費目中最大の伸びを示している。
- (2) 岁入面をみると景気後退を映じた税収の伸び悩みから経常収入は+7.9%と歳出の伸び(+9.9%)を下回っている。この結果、財政赤字は260億バーツと前年(210億バーツ)をかなり上回り、その歳出規模に対するウエイトも13.0%から14.7%へと上昇。

◇タイ、公定歩合を引下げ

タイ中央銀行は、8月10日、基準貸付金利の0.5%引き下げと高率適用貸付金利の1%引き下げを発表、即日実施した。本措置は更年後スローダウンを強めている国内景気(実質GDP成長率81年+7.6%→82年見通し+5.7%)の浮揚を図るため、海外金利低下の機を把えて採られたものとみられている。なお、最近の公定歩合の推移は次のとおり。

	基準貸付金利	高率適用貸付金利
81年7月8日	14.5%	18.5%
11月12日		↓ 17.0
12月3日		↓ 16.0
82年4月20日		↓ 17.0
8月10日	14.0	16.0